

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月から61年3月まで

昭和55年8月、A市からB町に転居してプレス加工の仕事を始め、これを契機に国民年金に加入した。その後は役場から送られてきた納付書に従って、妻がB町役場内の農協出張所の窓口で二人分の保険料を納付していた。また、時期は不明だが役場から国民年金保険料をさかのぼって納付できるとの案内が送られてきたので、2年分の保険料を一度に納付したこともある。数年後、口座振替を勧められたので、役場で手続をした。妻は納付済みであるのに私は未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間中、一緒に納付していたとする申立人の妻は納付済みである。

また、申立人の妻から、B町に転居した際に国民年金の加入手続を行い、その後は夫婦一緒に納付していたとの証言が得られた。

さらに、申立人は現在、昭和62年7月ごろに払い出された国民年金手帳を所持しているが、昭和61年度は、申立人名義の預金通帳から国民年金保険料を口座振替で現年度納付していることが確認できたことにより記録訂正されているため、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた可能性がある。

加えて、申立期間当時、B町役場内には農協出張所があり、国民年金保険料を納付することができた上、B町では昭和56年から口座振替による納付が可能となったことから、B町に転居後、最初は役場内の農協出張所に納付書を持参して申立人の国民年金保険料を納付し、途中から口座振替に変更したとする申立人の妻の主張に不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から49年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から49年3月まで
農業者年金制度が発足した1年か2年ぐらい後だと思うが、農協で農業者年金の加入手続を行った。加入当初、国民年金の加入者であることと、農業者年金に加入すれば、付加年金に同時に加入となるとの説明があった。付加年金に3年加入していないと言われることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している農業者年金被保険者資格取得決定通知書によると、申立人は、昭和49年4月ごろに農業者年金の加入手続を行い、46年1月までさかのぼって資格を取得し、49年5月に、47年4月から49年3月までの農業者年金保険料をまとめて納付していることが確認できる。

また、申立人の農業者年金の納付記録は、昭和46年1月から納付済みとなっており、農業者年金についても、さかのぼって納付できる期間は2年間であるが、特例制度により過去の未納分を納付できた時期があり、申立人は特例制度により納付したことが考えられる。

さらに、申立人は、農業者年金の資格をさかのぼって取得していることから、当然加入被保険者であったことが確認でき、農業者年金の被保険者は付加保険料についても、強制加入者となるため、農業者年金と同様に過年度納付書が発行されたことが推認できる。

加えて、A町（現在は、B市）の被保険者名簿には、昭和46年1月農業者年金該当のゴム印が認められ、市町村においても、申立人が農業者年金加入者であったことが把握されていたものと考えられる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和46年1月から47年3月までの付加保険料については、申立人が農業者年金の保険料をさかのぼって納付した49年5月の時点では、時効により過年度納付ができない期間であり、この期間の過年度納付書が発行されたとは考え難く、当該期間の付加保険料を納付したものと推定することは困難である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から49年3月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から54年12月まで
A市役所で国民年金の加入手続をした。申立期間はB市の医院で働きながら、看護学校に通っていたので、A市に戻った際、保険料をまとめて納付書で納付した。申立期間が未加入とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料はすべて納付済みとなっている上、申立人の国民年金と厚生年金保険の切替えも適正に行われていることから、申立人の国民年金保険料の納付意欲と年金制度に係る知識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付の記憶は鮮明である上、受付をされた職員の名前を記憶しており、A市役所に確認したところ、その当時、その名前の職員が在職していたことが確認できた。

さらに、申立人は、国民年金保険料を納付書で納付したと述べており、A市では、昭和51年5月以降、納付書で保険料を納付することができ、申立人の主張は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年2月から48年3月まで

昭和49年に結婚してから国民年金加入について家族と相談した結果、私はサラリーマンの妻ということで加入しなくてもよいという話になり少し喧嘩けんかになった。しかし、年金は必要だと思い、家族に内緒で、自分で加入手続をした。

過去の未納分を納付できる通知が来たので、市役所に相談して20歳までさかのぼって納付した。

納付時期は昭和50年9月ごろで納付期間は2年程度であり、金額も2万5,000円ほどだったと思う。未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年7月11日に払い出されているほか、申立人が国民年金保険料を納付したと主張する50年9月ごろは、第2回目の特例納付の実施期間中（昭和49年1月から50年12月まで実施）であるため、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であった。

また、申立期間と納付済みと記録されている昭和48年度の過年度分の保険料の納付に必要となる金額は2万円ほどであり、申立人の記憶する納付金額とおおむね一致するなど、申立人の主張に不自然な点は見られない。

さらに、申立人は、当時の集金人にまとめて納付したい旨相談をしたが、集金人から、「私では領収できない」と説明を受けたことを鮮明に記憶しており、当時、過年度保険料及び特例納付の保険料については、集金人では領収できないことから、申立人の供述と一致する。

加えて、申立人は、申立期間を除くすべての国民年金加入期間の保険料は納付済みである上、国民年金と厚生年金保険の切替えも適正に行われていることから、申立人の国民年金保険料の納付意欲と年金制度に対する知識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金

保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで
昭和36年4月の制度開始から、夫婦で国民年金に加入した。国民年金の脱退の手続をした記憶は無く、申立期間も引き続き納付をしたはずだ。申立期間のみ未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間(288か月)の保険料をすべて納付している上、昭和53年7月からは付加納付しており、国民年金保険料の納付意欲は高かったものと考えられる。

また、社会保険庁の記録では、申立人は、強制被保険者で昭和59年4月25日に資格喪失をしているが、厚生年金保険の加入等による国民年金の資格喪失をすべき事情は社会保険庁の記録等においても見当たらない。

さらに、A市の被保険者名簿では、昭和59年4月25日に資格喪失申出書を提出したことになっているが、記録上強制被保険者として管理されていることから、資格喪失の理由が不自然である。

加えて、申立期間は2年間と比較的短期間であり、申立人は、一貫して資格喪失の手続をした記憶が無いと述べている上、申立期間当時、申立人の住所や生活状況に変化は無いことから、申立期間のみ未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成11年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年8月21日から同年9月1日まで

平成11年8月21日からA社に勤務し、給料支払明細書では2か月分の保険料を控除されているが、社会保険庁の記録では、資格取得日が同年9月1日となっており、厚生年金保険被保険者期間が1か月となっている。当該事業所での資格取得日を同年8月21日に訂正し、厚生年金保険被保険者期間が2か月となるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している平成11年9月分の給料支払明細書により、申立人がA社に同年8月21日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、社会保険労務士が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」における申立人の資格取得日が平成11年9月1日になっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岐阜厚生年金 事案 404

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和32年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月31日から同年6月1日まで

昭和30年4月1日に入社以来、平成4年3月31日に退職するまで、間違いなくA社の社員として勤務した。各種辞令及び退職金支払内訳書を提出するので、昭和32年5月を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された退職金支払内訳書の入社日「昭和30年4月1日」、退職日「平成4年3月31日」との記載、雇用保険の記録及び昭和32年6月1日からの転勤辞令並びに事業主による「正社員である」との回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和32年6月1日にA社B支店から同社C出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和32年4月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の当該厚生年金保険料を納付したかは不明」と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和32年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務

所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和23年12月1日）及び資格取得日（昭和24年5月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を7,800円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年12月1日から24年5月1日まで

昭和18年10月にA社に入社してから34年8月に退職するまで、継続して勤務してきた。23年12月1日から24年5月1日までの期間、厚生年金保険被保険者記録が空白となっているが、会社の在籍証明及び人事報の記録（人事異動）でも明らかのように空白期間は無い。このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された会社の社内報の中の人事報、事業所から提出された在籍証明書、雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務（昭和23年12月1日にA社B出張所に異動）していたことが推認できる。

また、当該事業所は、入社当初から退職まで厚生年金保険に継続加入させており、給与は本社一括で支給し、保険料控除も適正に行っていたと回答している。

さらに、申立人と同様にA社営業部に所属のほとんどの同僚は厚生年金保険被保険者記録が継続しているほか、申立人の異動先である同社B出張所に勤務していた同僚は、いずれも同社で被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る社会保険事務所における昭和23年11月の記録から、7,800円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和23年12月から24年4月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 3 月 26 日から同年 8 月 26 日まで
② 昭和 46 年 9 月 1 日から 49 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 49 年 2 月 1 日から 50 年 12 月 31 日まで

脱退手当金支給日の昭和 51 年 5 月 7 日は、同年 5 月 2 日に長女を出産するために入院していたので、私が直接社会保険事務所に出向くことは不可能である。会社が請求することもあったということだが、A社に勤務する前のB社の厚生年金保険被保険者期間まで事業所が請求することはあり得ないことである。脱退手当金のことは全く身に覚えが無く、私の知らない間に私の年金が消えてしまうことは本当に納得できないため、脱退手当金支給済記録を取り消し、厚生年金保険対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社C支店の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和51年5月7日に支給決定されていることなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、当該事業所の継承法人であるD社保管の退職金に関する書類によると、申立人について、「取扱月日 12/8、退職慰労金 159,300 円」という記載が確認でき、退職時に退職慰労金が支払われていることがうかがえるが、申立人は当該退職金の受給については記憶に無いと供述しており、当時の記憶が曖昧である。さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 407

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 1 日から 40 年 5 月 1 日まで

私は昭和 40 年 5 月に A 社を退職、同年 5 月に結婚し B 町に来たので、退職してからは事業所へ出向いていない。平成 12 年 11 月 7 日に C 社会保険事務所で脱退手当金支給済みを知った。脱退手当金を受給するために会社へ行った記憶が無い。この時はあきらめていたが、20 年に年金手続に行った折、第三者委員会に申立てができることを知り、申し立てた。脱退手当金支給済記録を取り消し、厚生年金保険対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録で、申立人が勤務していた A 社の女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 40 年前後に資格喪失した者 66 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、53 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 44 名が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、社会保険事務所で保管する厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 408

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月から同年 8 月まで

私は、父が創業したA社で昭和 33 年ごろから働いて、39 年 6 月からB社に移り、その後A社に戻った。

60 歳から老齢厚生年金を受給しながらA社で働いたが、平成 12 年 7 月と同年 8 月は全額支給停止になった。その後同年 10 月に同年 9 月分の老齢厚生年金を受給した。

平成 12 年 4 月から同年 8 月までの 5 か月間について、給料などを 1 円ももらっていないので、標準報酬月額が 0 円になっていると思う。

厚生年金の受給額は直近の 3 か月前の平均標準報酬で決まると聞いたことがある。その結果、平成 12 年 7 月と同年 8 月の受給額が全額支給停止となり、その後の受給額も少ないので調査の上、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人のA社に係る平成 11 年 10 月の標準報酬月額は 59 万円（最高額）、12 年 9 月は 9 万 2,000 円及び同年 10 月は 9 万 8,000 円と記録されているところ、同社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届によれば、同年 9 月 7 日に申立人の同年 9 月の標準報酬月額が 59 万円から 9 万 2,000 円に変更されており、社会保険庁の記録と一致していることが確認できるとともに、同社から提出された給料台帳においても、申立人の月例給与は同年 6 月に 75 万円から 9 万円に変更されているなど、同社において社会保険事務所に対し事実即した届出がなされたものと推認される。

なお、平成 12 年 7 月及び同年 8 月の在職老齢年金の全額支給停止については、上記により標準報酬の月額変更が同年 9 月から適用されたことにより、当該期間の標準報酬月額は変更前の 59 万円が適用されており、支給停止額が基本年金額を上回ったことにより、全額支給停止となったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 25 日から同年 8 月 1 日まで

私は、平成 18 年 7 月 25 日から実習生として A 社に勤務したが、厚生年金保険資格取得年月日が同年 8 月 1 日と誤った日付で手続きされたので、厚生年金保険被保険者期間の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、A 社が保有しているタイムカード及び同社から社会保険事務所へ提出された健康保険厚生年金保険資格取得年月日訂正届から、申立人が平成 18 年 7 月 25 日から同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 社から提出された申立人の申立期間に係る給与明細書によれば、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 410

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 25 日から同年 8 月 1 日まで

私は、平成 18 年 7 月 25 日から実習生として A 社に勤務したが、厚生年金保険資格取得年月日が同年 8 月 1 日と誤った日付で手続きされたので、厚生年金保険被保険者期間の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、A 社が保有しているタイムカード及び同社から社会保険事務所へ提出された健康保険厚生年金保険資格取得年月日訂正届から、申立人が平成 18 年 7 月 25 日から同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 社から提出された申立人の申立期間に係る給与明細書によれば、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことが確認できる

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 411

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 25 日から同年 8 月 1 日まで

私は、平成 18 年 7 月 25 日から実習生として A 社に勤務したが、厚生年金保険資格取得年月日が同年 8 月 1 日と誤った日付で手続きされたので、厚生年金保険被保険者期間の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、A 社が保有しているタイムカード及び同社から社会保険事務所へ提出された健康保険厚生年金保険資格取得年月日訂正届から、申立人が平成 18 年 7 月 25 日から同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 社から提出された申立人の申立期間に係る給与明細書によれば、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 412

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 25 日から同年 8 月 1 日まで

私は、平成 18 年 7 月 25 日から実習生としてA社に勤務したが、厚生年金保険資格取得年月日が同年 8 月 1 日と誤った日付で手続きされたので、厚生年金保険被保険者期間の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、A社が保有しているタイムカード及び同社から社会保険事務所へ提出された健康保険厚生年金保険資格取得年月日訂正届から、申立人が平成 18 年 7 月 25 日から同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社から提出された申立人の申立期間に係る給与明細書によれば、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月 1 日から 56 年 9 月 30 日まで
A社に勤務期間中、会社からの給与が減額されるような休職等は一度たりとも無かった。標準報酬月額が、昭和 55 年 7 月から極端に減額されている合理的な理由を説明の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の社会保険事務所の記録では、申立期間に係る標準報酬月額が、昭和 55 年 7 月から 15 万円が 9 万 8,000 円に改定されている。

一方、申立事業所が保管する人事記録の社内履歴には、「52. 11. 2 海外派遣を命ずる」、「54. 5. 23 海外派遣 (B 国 C 市)」と海外赴任の記録が確認できるところ、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険法第 62 条関係記録欄には、前述の申立事業所の社内履歴にある海外赴任について記録されており、この記録について申立事業所を管轄する D 社会保険事務所からは、「健康保険法改正前の第 62 条「給付制限」の規定により、被保険者又は被扶養者であったものが本法施行区域外 (いわゆる外国) に在るときには、健康保険の給付制限が行われていたため、事業主からの届出義務もあり記載していた」との回答を得ており、申立期間当時、申立人は海外赴任中であつたと認められる。

また、申立事業所の総務担当者からは、「申立期間当時のことは不明であるが、現在は、現地法人を通して支給する赴任手当の金額を把握しているが、海外赴任者については国内支給分の基本給を社会保険事務所へ報酬月額として届けている」との証言が得られているところ、申立人は、海外赴任中、海外赴任地で赴任手当を受け取っていたと説明しており、社会保険事務所の記録と併せ考えると、当該事業所においては、海外赴任者について、海外赴任地と国内の双方に給与が支給されているものの、その双方の合算額を報酬月額として社会保険事務所に届け出していた事情はうかがえない。

なお、申立事業所には申立人の社会保険台帳が保管されており、昭和 49 年 10 月から平成 8 年 10 月までの定時決定、随時改定の標準報酬月額が記録され

ているが、申立期間を含む昭和 51 年から 55 年までの定時決定、随時改定の標準報酬月額が記録が無い場合、申立てに係る事実を確認することができないものの、同台帳に記録されている標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立人は申立期間の給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の主張する標準報酬月額を確認することができない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 414(事案 138 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月から36年7月まで

当初の判断後、申立事業所の後で勤務したA社の社長が申立事業所の厚生年金保険被保険者証を保管していたとの新たな証言が得られたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の同僚に係る記憶が曖昧^{あいまい}で証言を得ることができないこと、社会保険事務所の記録によると申立期間について申立人の記録が確認できないなど申立事業所が厚生年金保険被保険者資格の取得届出を行った事情がうかがえないこと等の理由から、既に当委員会の決定に基づく平成20年12月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今般、申立人は、再申立ての新たな証言として、申立事業所の後に勤務したA社の社長が申立人の厚生年金保険被保険者証を預かっていたとしているが、実際には死亡した専務が預かっており、同被保険者証を確認していないと証言しているなど、当該証言の事実を確認することができないことから、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月 4 日から同年 7 月 23 日まで

私はA社B支店において集金業務に従事し、昭和 45 年 9 月 29 日から 49 年 4 月 7 日まで継続して勤務していた。48 年 2 月 4 日から同年 7 月 23 日まで厚生年金保険被保険者期間に空白があるのはおかしいと思うので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間について、A社から提出された2枚の社会保険カードの1枚には、入社日「45. 9. 29」、退社日「48. 2. 3」と記載があり、もう一方には、入社日「48. 7. 23」、退社日「49. 4. 6」との記載があるほか、厚生年金保険被保険者資格取得日は入社日と同日及び同喪失日は退社日の翌日の記載がされており、社会保険事務所及び雇用保険の記録と一致している上、当該事業所は、「申立期間の保険料は控除していない」と回答している。

また、申立期間に厚生年金保険被保険者期間のある同僚からは、申立人の厚生年金保険料控除についての有力な証言を得ることができない。

さらに、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年9月1日まで
ねんきん特別便にA社に勤めた期間が記載されていなかったため期間調査依頼をしたところ、脱退手当金として支給済みとのことだった。私は脱退手当金を受け取っていないので、脱退手当金の支給記録を取り消し、年金対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所で保管する厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人が勤務していたA社を同時期に資格喪失した49名の女性従業員の脱退手当金支給記録を調査したところ、33名に脱退手当金の支給記録があり、申立人を含め32名が昭和20年10月1日に支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金を支払ったとする「脱」の表示がされているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和20年10月1日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 417

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 49 年 5 月まで

昭和 40 年に友人の弟が働いていた A 社に入社し、会社の寮に住み込んで働いた。その後、同社は、B 市に移転したが、仕事が少なくなり 49 年 5 月に退職した。8 年間働いたが、厚生年金保険の加入期間は 1 か月になっている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、期間の特定はできないものの、A 社に勤務していたことは元事業主の妻や同僚の証言により推認できる。

しかし、同時期に入社した同僚は、「入社した当時は、厚生年金保険に加入していない」と証言しており、複数の同僚に確認したところ、勤務期間と厚生年金保険加入期間が異なることから、申立事業所では、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立事業所には昭和 49 年 5 月 10 日付けの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書と同年 5 月 27 日付けの健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書が保管されている上、元事業主の妻は、「昭和 49 年 5 月 10 日までは、厚生年金保険の加入の手続きを取っていなかった」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立期間に係る雇用保険の加入も確認することができず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除された事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。